平成２２年（フ）第９１０号
埼玉県坂戸市大字片柳726番地１、前住所埼玉県坂戸市末広町９番地25
破産者　堤　　研一
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９３６号
埼玉県所沢市大字下安松631番地の８
破産者　川口眞佐美
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９４１号
埼玉県志木市中宗岡５丁目23番３号　プレアデスＢ101号
破産者　齋藤　廣一
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８９号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目２番33―109号
破産者　上坂　幾夫
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９９８号
埼玉県入間郡越生町越生東５丁目６番地２
破産者　吉田まゆみ（旧姓田中）
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５号
千葉県八街市みどり台１丁目２番地８、開始決定時の住所千葉県山武市横田931番地19
破産者　松戸　栄三
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３７２号
名古屋市南区豊１丁目49番14号　フェニックスハイツ305号
破産者　坂本　　彩
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７５４号
名古屋市中川区中郷５丁目65番地　コーポラス中川201号
破産者　奥平組こと　奥平　春吉
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１５７号
広島市安佐北区口田４丁目３番14号　林ビル２Ｆ、開始決定時の住所広島市安佐北区落合南４丁目40番30号
破産者　玉田　善規
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４１号
岩手県大船渡市日頃市町字中宿４番地１
破産者　菅原　正則
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６５０号
金沢市御所町２丁目115番地
破産者　宮下　芳雄
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産終結

平成１３年（フ）第４６２８号
名古屋市中区栄２丁目９番５号
破産者　大栄住宅株式会社
１　決定年月日　平成23年３月28日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７８４号
名古屋市中区栄３丁目20番26号
破産者　岡本実業株式会社
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２６号
愛知県あま市中橋郷東18番地の２
破産者　フジタ技研株式会社
１　決定年月日　平成23年３月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１８年（フ）第２３４５７号
神奈川県川崎市多摩区南生田１丁目16―10
破産者　石井　　優
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３５６号
神奈川県小田原市小竹671―21橘団地15―４
破産者　伊丹　治雄
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２７号
愛知県春日井市篠木町８丁目2884番地の４
破産者　株式会社白鳥建設
１　決定年月日　平成23年３月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２号
北海道枝幸郡枝幸町音標266番地12
破産者　有限会社丸勝小野寺商店
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
千葉県南房総市府中686番地２、破産手続開始決定時の住所千葉県南房総市沓見571番地３
破産者　木村　俊司
１　決定年月日　平成23年３月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部